

第127回米子市農業委員会農地部会議事録

招集年月日 平成27年10月7日(水)  
招集場所 米子市役所 402会議室  
開 会 午後1時30分  
出席委員 1番 佐々木 知俊委員 2番 田口 正廣委員 3番 高橋 敦美委員 4番 田邊 雄一委員  
5番 遠藤 泰三委員 6番 安田 浩史委員 7番 生田 英夫委員 8番 大縄 敬次委員  
9番 仲本 悟委員 10番 伊塚 定弘委員 11番 泉 新一委員 12番 大東 清彦委員  
13番 林原 成子委員 14番 森田 正敏委員 16番 足立 寛隆委員 17番 松林 貢委員(部会長)  
欠 席 15番 中本 公平委員  
事務局 高西会長 田村事務局長 宅和係長 山本主任 長谷川主任  
日 程 1 農地法各条申請地現地調査  
2 部会長あいさつ  
3 議事録署名委員の指名  
4 議事  
(1) 農地法各条申請審議等  
ア 第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について  
イ 第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について  
ウ 第32号 米子市農用地利用集積計画の決定について  
エ 第33号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について  
オ 第34号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について

## 5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後2時59分

議長（松林委員）

そうしましたら全員お集まりですし、現地調査ありがとうございました。今日は稲刈り等で忙しい時期ですので、スピーディーな協議事項で早く部会が終わりますようご協力お願いします。第127回農地部会を開きます。そういたしますと、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号6番の安田浩史委員と、議席番号7番の生田英夫委員にお願いしたいと思います。また、本日の欠席は15番の中本委員さんでございますので、ご報告申し上げます。

それでは審議に入ります。初めに、3ページの議案第30号をお願いいたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

4ページ、番号25の葭津について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号25の葭津について説明いたします。

詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が規模拡大のため、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は118aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（松林委員）

ただいま事務局より説明がありましたが、地元委員さん何か報告がございますか。

6番（安田委員）

許可要件については、特に問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（松林委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからご説明がありましたが、異議ございませんでしょうか。ないようでしたら採決をしたいと思えますので挙手をお願いいたします。全員挙手ということで許可と決定いたします。

続きまして、番号26の陰田町について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号26の陰田町について説明いたします。

詳細は議案のとおりです。本件は、以前から知人である譲渡人の農地を、売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は67aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（松林委員）

そうしますと地元委員さんの説明をお願いします。

1番（佐々木委員）

そうしますと議案26は譲渡人が高齢の為、山の畑を管理できなくなったため、譲受人に無理を言って依頼したものです。譲受人は地域一番の若手耕作者で、特に問題ありませんのでよろしくお願いします。

議長（松林委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからのご説明がございましたが、何かありますでしょうか。

高西会長

ちょっと、これは売買で10aが〇〇万だけど、場所はどの辺ですか？今、山の下って言いわれましたが、〇〇万って。

1番（佐々木委員）

オーシャンヒルズっていう団地が30くらいあるところの下というか。

高西会長

将来また転用すれば団地でもできるようなところでしょうか？

1番（佐々木委員）

できません。もうどんつまりのところですね。多分これはそこを参考にしてあげた金額じゃないかなと思ってね。オーシャンヒルズも。それができた時は。その辺で近年売買はありませんので。

高西会長

ヒルズっていうのは前に雨が降って崩れた、もともとは繊維の工場があったところですよ。

1番（佐々木委員）

そうです。縫製のレース工場でした。

高西会長

それにしてもいい値段ですね。高いからいけないという意味ではなく。ですが売られた人はよう作らないからお願いしたって、頼まれた人もたいした人だな。

1番（佐々木委員）

だいぶ迷ったようですけど。

高西会長

分かりました。

議長（松林委員）

そうしましたら他に意見ございませんので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。全員挙手ということで許可と

決定いたします。

続きまして、番号27の下新印について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号27の下新印について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人の隣にある申請地を、売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は91aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（松林委員）

続きまして、地元委員さんからご説明ありましたらよろしく願いします。

4番（田邊委員）

これは話すと長くなりますから手短にしますが、この譲渡人というのは岡山の方ですけども、もともとこれを耕作している人が亡くなって、跡取りさんとか子どもさんが2人あったんですけども、放棄されたんです、この土地を。それで放棄のまま、ずっとありましたけど、1人だけこの〇〇さんという方の所在が分からなくて、家族の人も分からないし、ずっと改良区の賦課金も残ったままなげてありましたけども、なんとかせんといけんということで、私のほうも改良区がらみで、弁護士さんにずっと頼んでいたんです。そしたら東京にいるということで所在は分かったんですけども、今度東京に行ったら、また離婚されて別れておられまして、ようやく岡山におられるというのが分かりました。それでこの人と連絡を取って、ただこの人も相続はするけども、もうこっちに帰って作るような気持ちも全くないし、改良区のほうでなんとか処分してくれんかということで話がありまして、これは元々が、水はけの悪い田でしてね。誰も作る人がいないもので、ずっと買い手がないままきていましたけども、賦課金もずっと毎年貯まってきましたし、それで隣の人が3反くぼを持っておられまして、けたを取ってしまっ、4反くぼにして、全部綺麗に整地しようっていうことで、納得してもらいまして、それでようやく片がついたという物件です。大変でした。10年くらい放置になっていまして所在が全く分からなかったもんで。

議長（松林委員）

今、地元委員さんから色々詳しくご説明いただきましたけど、何かご意見ありませんでしょうか。ないようでございますので挙手でしたいと思いますのでよろしく願いします。挙手多数でございますので、許可と決定いたします。

続きまして、5ページの議案第31号をお願いいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

6ページ、番号39の淀江町稲吉について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

事務局（長谷川主任）

すいません。先にちょっとよろしいでしょうか。申し訳ございませんが8ページをご覧になっていただけますでしょうか。議案46番河崎の一般住宅の案件ですが、備考欄に都市計画法第34条第11号と書いてございますが、申し訳ございません、正しくは第12号ですので訂正をお願いします。

それともう1箇所、続いての47番でございますが、古豊千の案件で申請地の面積が500㎡となっておりますが、正しくは499㎡でございます。申し訳ございませんが訂正のほどよろしくをお願いします。失礼します。

議長（松林委員）

そうしますと39番からお願いします。

14番（森田委員）

39番の議案でございますけども、墓地の石垣が崩れかけております。墓地をかまわずに、14㎡、石垣に石垣を継いで、新しい石垣にすると。そこに排水路が暗渠で通っているんですけども、それはそのまま新しい石垣のところを排水路に繋げるということです。

議長（松林委員）

今、地元委員さんから詳しくご説明いただきましたけど、これにつきまして何かご異議ありませんでしょうか。ないようでございますので挙手で審議しますのでよろしくをお願いします。挙手多数でございますので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

議長（松林委員）

続きまして、番号40の上福原について、地元委員さんより説明をお願いいたします。

12番（大東委員）

40番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は上福原の田で面積は700㎡です。

この法人は、申請地の隣に会社のある成和産業が今年の4月に常盤薬品株式会社と合併したことによってできた法人ですが、法人の規模拡大等により駐車場の拡張が必要になったため、既存の駐車場の隣接地である申請地を取得し、駐車場に整備することを計画したものです。

土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は、住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ha未満であるため、第2種農地に該当すると思われます。また、駐車場として整備するだけであり、開発許可が必要ないことを確認しています。転用については問題ないと思われますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（松林委員）

ただいま番号40について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号41と7ページ番号42の彦名町について関連しますので一括して審議したいと思います。地元委員さんから説明をお願いいたします。

2番（田口委員）

41番と42番の議案について、一括して説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は彦名町の田・畑で、41番の面積が1,920㎡、42番の面積が1,602㎡です。

41番の法人は、太陽光発電事業を業とする法人で、現地で見えていただいたように、中海側の太陽光発電施設の設置工事を行なっている会社でもあります。そのつながりもあり、このたびは自社の事業として、申請地にて太陽光発電事業を計画したものです。また42番の法人も、太陽光発電事業を業とする法人で、全国的にコンサルタント業務や発電効率などのアドバイスも行なっており、業務上、41番の法人と連携を取っていたこともあり、このたびの申請に至ったものです。なお、山陰地方は、全国的に見ても山陽地区や東海地区と遜色のない位に発電効率に優れている上、自然災害が少ないことから発電施設への被害も最小限に抑えることが出来ると考え、適地を検討してきたとの事です。土地改良区の同意、実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意もあります。申請地は、ほかの農地区分に該当しない農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますのでよろしくをお願いします。

議長（松林委員）

ただいま番号41と番号42について色々ご説明がありましたが、これについてご意見、ご質問等がございませんか。

高西会長

これは会社の住所はどこだ。

事務局（長谷川主任）

失礼します。41番は42番との議案にあるとおり、本社は兵庫県と新潟でございます。

高西会長

カナイっていうのは兵庫県か。

事務局（長谷川主任）

はい。アヴェインと読むそうですが、こちらが新潟です。ちょっと気になりましたので、施設の工事が終わった後、誰がどう管理するんですかと聞いてみたらですね、今、中海側で工事をしております、あそこのところは米子に本社があるナイス山陰さんという会社が転用されたところなんですけども、ナイス山陰さんがまとめて3箇所全部面倒見ていきますということでしたので、その点をご理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

高西会長

それはきちんとよく分かるようにしとかんといけんよ。それともう1つは、いつも言うことだけでも、メガソーラーっていうのは作れば20年間売電金額が入ると思っているけど、実績が無いので、どんなトラブルが起きてどのようになるか分からないです。だけどそれは農業委員会の責任ではないけども、その辺はきちんとして、それならこっちでメンテナンスする人が地元だと言ったって、これにはトラブルなんか起きても対応なんかしないから、補償なんてことは、ですので、その辺のことはきちんと議案には、住所は記載して、会社の信用度までは調べなくてもいいですけど、それは大事なことです、これからそうしてください。

議長（松林委員）

そうしましたら色々ありましたけど、採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号43の高島について、地元委員さんより説明をお願いいたします。

4番（田邊委員）

43番の議案について説明します。申請地は議案のとおりで、高島の畑で面積は924㎡です。

申請者は、このたび売電収入を見込んで、父名義の申請地に太陽光発電の施設の建設を計画したものです。農業用水路への排水同意、隣接耕作者の同意もあります。申請地は、ほかの農地区分に該当しない農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない

小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地に該当すると思われます。また、太陽光発電施設として整備するだけであり、開発許可が必要ないことを確認しています。転用については問題ないと思われますので、ご審議よろしく申し上げます。ただ補足でございますけれども、その〇〇さんという方は彦名の方でして、彦名のほうでねぎを中心にやっておられます、認定農業者さんです。この高島のほうにだけ、親名義の畑がありますけれども、ねぎのほうは干拓地での営農がメインになるため、なかなか高島のほうに出向いて農業ができないということで、それで土地の有効活用を考えて、今回の申請に至ったということです。

議長（松林委員）

ただいま地元委員さんより詳しくご説明いただきましたが、ご意見等ありませんでしょうか。ないようでございますので採決をしたいと思いますので挙手をお願いします。挙手多数でございますので、許可申請は適当である旨の意見を付したいと思います。

続きまして、番号44の河岡について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

3番（高橋委員）

番号44番について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は河岡の畑で面積は251㎡です。

申請者は河岡の円形団地の近くで建設業を営んでいますが、会社の人員増を予定し、車輛置場を確保する必要が生じたことから、会社の約500m位の近くにある、役員の所有している畑を駐車場として利用することを計画したものです。実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意もあります。申請地は、ほかの農地区分に該当しない農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地に該当すると思われます。河岡は都市計画区域外であり、また、駐車場として利用するだけなので、開発許可が必要ないことを確認しています。転用については問題ないと思われますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただいま地元委員さんより色々ご説明いただきましたけれども、これにつきましてご意見等がございませんか。ないようですので、採決をしたいと思いますので異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号45の大崎について、地元委員さんより説明をお願いいたします。

事務局（長谷川主任）

ちょっとすいません。補足も含めて私のほうから話をさせていただきます。申請内容は現地のバスでご説明させていただいたとおり、ラ

ンドアート、遊休農地、耕作放棄地を使って芸術活動を行う際に、現地に見に来られた方が見られるように足場を組みたいという内容の申請です。補足させていただきますと、もともとどうして遊休農地を使ってこういう活動を思いつかれたかということですが、ご存知の方もいらっしゃると思うのですが、もともとセイタカアワダチソウという植物、外来種で北米のカナダ辺りが原産のようです。毎年カナダからですね、アーティストさんをゲストで招いて活動を行っていただく際に、米子鬼太郎空港から内浜産業道路を通過して遊休農地を見ていただいた際に、日本とカナダの縁を感じられたということがあってそういった活動を思いつかれたということが経緯だったようです。なお、今回申請人さんを含めて複数の若手の建築設計士さんなんかグループを作ってされるということですが、メンバーの中に米子高専の先生もいらっしゃいまして、現場での作業を高専の生徒さんにも手伝っていただいて、最終的には全部あそこ一体を草刈して綺麗にしようということまで、そこが事業計画で出ておりますのでよろしくご審議お願いいたします。失礼します。

議長（松林委員）

地元委員さん補足がありましたら説明をお願いします。

6番（安田委員）

今事務局から説明があったとおりですが、地元の矢倉委員のほうからも特に問題ないのでよろしくお願ひしますと報告を受けています。

議長（松林委員）

今これは現地も見ましたし、事務局なり地元委員さんからもご説明いただきましたけど、何かご意見等ありましたら。ないようでございますので採決をしたいと思ひます。異議のない方は、挙手でお願ひいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、8ページ番号46河崎について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

8番（大縄委員）

46番について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は河崎の畑で面積は448㎡です。申請者は市内の市営住宅に住んでいますが、手狭になってきたこともあり、申請地に住宅を計画しました。なお、現地調査の際にも説明しましたが、申請地の奥に畑があり、軽トラで畑に乗り入れが出来るようにしてほしいと地権者から要望がありました。宅地の端のほうの筆について、奥の畑に通行する権利を残すために、持分の2分の1を地権者に残すことになっています。土地改良区の同意、農業用水路への排水同意、隣接耕作者の同意もあります。申請地は、JR河崎口駅から約500m以内にある農地であり、第2種農地に該当すると思われまひます。また、市街化調整区域の開発

許可についても、都市計画法第34条第11号に該当する見込みがあることを確認しています。転用については、地元の山中委員さんよりは特に問題ないとのことで、ご審議よろしくをお願いします。

議長（松林委員）

これも皆さんと一緒に現地を確認した場所でございますし、今、地元委員さんからもご説明いただきましたが、これについてご質問等がございましたらお願いします。ないようですので採決をしたいと思っておりますので異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号47の古豊千について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

4番（田邊委員）

番号47番について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は古豊千の田ということで先ほど訂正がありましたけれども面積は499㎡です。

申請者は日吉津村のアパートで、家族で生活していますが、手狭になってきたこと、また、一人暮らしをしている妻の母親との同居を考え、母親の実家近くにある、亡くなった曾祖父名義の申請地に住宅の建築を計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当すると思われませんが、集落に接続する形での住宅建築であり、また、市街化調整区域の開発許可についても、都市計画法第34条第12号に該当する見込みがあることを確認していますので、転用については問題ないと思われま。審議のほうよろしくをお願いします。

議長（松林委員）

ただいま地元委員さんより色々ご説明いただきましたけれども、これにつきまして何かご質問等があれば。ないようですので、採決をしたいと思っておりますので異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、9ページ、議案第32号をお願いいたします。米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。今月は利用権設定が59件、所有権移転が1件ございます。それでは、利用権設定各筆明細について、12ページ番号10-1から10-4までを一括して審議いたします。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

失礼します。転貸を除く利用権設定の各筆明細を説明いたします。

今月は田に関するものが153筆 2,126a、畑に関するものが7筆 116aでございます。

12ページ番号10-1は借受人の希望による設定となっており、設定後の経営面積は、61aとなります。

番号10-2は再設定でございます。

番号10-3は貸付人の高齢化による経営縮小による設定となっており、設定後の経営面積は、129aとなります。

番号10-4は貸付人の高齢化による経営縮小による設定となっており、設定後の経営面積は、810aとなります。

以上、番号10-1から番号10-4まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、事務局より色々ご説明いただきましたけれども、これにつきまして何かご質問等があれば。

高西会長

長谷川くん、この〇〇さんっていうのは佐陀のどの〇〇さんですか？

事務局（長谷川主任）

すいません、ちょっと私も分かりかねます。

高西会長

そうですか。分かりました。

議長（松林委員）

そういたしますと、採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして、利用権設定各筆明細（農地中間管理権を取得する場合）について、14ページ番号10-1から28ページ番号10-55までを一括して審議いたします。そういたしますと、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

失礼します。14ページ番号10-1から27ページ番号10-53までは、鳥取県農業農村担い手育成機構が、地主の希望により、貸借により農地中間管理権を取得するものでございます。

27ページ番号10-54から28ページ10-55は、鳥取県農業農村担い手育成機構が、地主の希望により、使用貸借により農地中間管理権を取得するものでございます。

今月の農地中間管理権取得面積は合計2,171aでございますが、全ての農地に借り受け予定者がおられます。以上、番号10-1から番号10-55まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、事務局よりご説明いただきましたけど、そこに羅列してあるとおりということでございましたので。

4番（田邊委員）

これは全部10年かな。

事務局（宅和係長）

すいません。27ページの10-54が5年間、次のページ、28ページの10-55が3年間、それ以外は10年間となっております。

前後しますが14ページの番号10に関しては3年間というふうになっていますので、よろしく申し上げます。

高西会長

それでも担い手機構を利用される方が出るようになったな。良いことだ。

事務局（宅和係長）

はい。今回かなり沢山出ているのですが、実は春日地区につきましては、利用権設定をもともとされていたのを解約されまして、中間管理事業にのせられたというのがほとんどでございます。

4番（田邊委員）

これは今まで利用権で貸していた人な、この人に同じ人でも中間管理機構の対象になるのかな。

事務局（宅和係長）

なります。

4 番（田邊委員）

同じ人はだめだと聞いていたような気がしたが問題ないのだな。

事務局（宅和係長）

問題ありません。

高西会長

それは中に管理機構が入ったほうが色々なトラブルを解決してくださいますから。

4 番（田邊委員）

出す人は安心するので。

高西会長

本人同士でやると言いたいこともなかなか言えないのでね。

議長（松林委員）

そうしましたらご説明いただきまして、質問等はございませんということで、挙手で決めたいと思いますのでよろしくお願ひします。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

議長（松林委員）

3 1 ページの所有権移転各筆明細について審議いたします。番号 1 0 - 1 を審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

失礼します。3 1 ページ番号 1 0 - 1 は、鳥取県農業農村担い手育成機構が農地を別の耕作者に売買するために農地を取得しようとするものでございます。農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上ご審議よろしくお願ひします。

議長（松林委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。そういたしますと採決をしたいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

次に、3 2 ページの議案第 3 3 号をお願いいたします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照

会に対する回答について、別紙、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。33ページ番号1から42ページ番号9について、一括して審議いたします。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

33ページ番号1から42ページ番号9につきましては、先ほど審議いただきました、今月鳥取県農業農村担い手育成機構が農地中間管理権を取得しようとする農地2,171a全てを農用地利用配分計画案により、借り受け希望者に貸し付けようとするものでございます。

それでは、利用配分計画の借り受け者選定理由について説明いたします。

番号1は、新規就農者であるため、優先的に配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は206aでございます。

番号2は、新規就農者であるため、優先的に配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は55aでございます。

番号3は、近隣圃場の耕作者であり、他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は、102aでございます。

番号4は、近隣圃場の耕作者であり、他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は、20aでございます。

番号5は、近隣圃場の耕作者であり、他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は、1,165aでございます。

34ページ、番号6は、近隣圃場の耕作者であり、他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は6,143aでございます。

番号7は、新規就農者であるため優先的に配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は57aでございます。

35ページ、番号8は、近隣圃場の耕作者であり、他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は1,087aでございます。

続きまして36ページ、番号9は近隣圃場の耕作者であり、他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は5,438aでございます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、事務局からの説明がありました。何かご意見ございませんでしょうか。

高西会長

あの、整理番号4番で、医療法人社団これ何て読むか知らんけど、これは障がいかなんかを持っておられる人をケアしてこの農地で農作物を作ってもらっているということですか？

事務局（宅和係長）

これは単純に異業種参入といいますか、異業種でとみます外科のちょうど後ろに農地がありますが、そこを耕作してみたいということで、何年か前から入っておられます。

高西会長

てことは、面積は全部でいくらですか？

事務局（宅和係長）

全部で20aです。

高西会長

借りようとする、最低は面積が30a以上じゃないかな。それには引っかからないですかね。

事務局（宅和係長）

貸し借りにつきましては10a以上で、地元の農業委員さんのサインをもらっておりますので、大丈夫でございます。利用配分計画につきましては、通常ですと農業生産法人以外が借りる場合は、解除条件付きの契約になりますが、中間管理事業はこの方も含め、全て解除条件付きとなっております。きちんと耕作されていないとかそういう場合には43ページの約款にもございますが、共通事項の（1）ですが、担い手育成機構は農用地等を適正に利用していないと認められるときには解除することができるということで条件がついております。

高西会長

分かりました。お願いだけですがそういうことは、ちょっと説明してもらえるとよく分かるので、ひとこと言ってください。

事務局（宅和係長）

はい。気を付けます。

議長（松林委員）

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手でございますので異議なしと認め、適当であると回答いたします。

次に、45ページの議案第34号をお願いいたします。農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について、別紙、農用地利用計画の一部変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、46ページ番号1について審議したいと思います。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

はい。失礼いたします。除外の番号1について説明します。場所は現地を見ていただいたと思いますが、上安曇の山のでっぺん辺りになりますが、面積は合計10,082㎡で約1haになります。そうしますと、除外の申請理由について説明いたします。

申出者は、鳥取西部農協とJAMCソーラーエナジー合同会社でございます。JAMCソーラーエナジー合同会社というのは平成24年に太陽光発電設備の設置及び維持管理を目的として全農と三菱商事、JA三井リースが共同で設立した会社でございます。申請地は、農協が昭和54年度に国の補助事業を活用して設置した養豚団地でございます。長年にわたり生産者と一体となり運営してきましたが、飼料の高騰、生産者の高齢化等により養豚事業の継続が困難になったということで、農協はその後も施設利用者の募集や新規参入者を探す努力をしてきましたが、希望者がでてこない状況であり、結果的に平成23年4月に養豚事業の施設としての役割をやめたということになりました。農協は、施設の処分と跡地の有効利用について検討を重ねた結果、30年以上宅地化している土地のため農地へ戻すことも困難であることから、400kw程度の太陽光発電所の設置を計画したものでございます。土地の選定理由ですが、現地は、日当たりが良く、電気の配線もあり、この規模の事業を行うための必要な条件が整っていること、また、経済産業省の設備認定及び中国電力からの連携承諾も取れていることから選定されたということでございます。

農振除外についての米子市の考え方ですが、申請地は、従来農協の養豚団地として活用されていたことから、農用地区域変更後の集団的農用地の分断、土地利用の混在、農作業の効率性及び担い手の農用地の利用集積への支障はありません。また、土地の形状もほぼ現状のまま利用する計画のため、変更後の隣接農地及び周辺の農業用排水路への支障もありません。さらに、候補地選定については、計画が農用地区域内であるが、選定理由等からどうしても申請地しか候補地がないということであるので計画変更もやむを得ないと考えております。

以上、農振法第13条第2項各号について検証を行った結果、農振除外の基準を満たしており農用地区域内ではあるが計画変更はやむを得ないと考えております。

補足ですが、契約関係ですが、地権者がそれぞれおられまして、地権者さんがJAに土地を引き続き賃貸借契約で貸し出します。次に、JAが地権者から借りた土地をJAMCソーラーエネルギーに提供し、JAMCソーラーエネルギーが太陽光発電施設を設置・運営・管理します。JAは売電収入の分配を受け取るという契約になっているようです。説明は以上でございます。ご審議をお願いします。

議長（松林委員）

ちょっと聞いてみるけど、地権者が何人かいるわけか

事務局（宅和係長）

それぞれ地権者がおられます。

議長（松林委員）

それを借り受けて、JAが借りてこれに貸せるだけ、今の会長の話ではないですけど、権利関係から管理責任的なものが、最後はこのソーラーエネルギーが経営をするようですが、それで売電利益をJAがもらうということなら、実質的な責任者はどこになりますか。

事務局（宅和係長）

JAMCソーラーエネルギー合同会社です。

議長（松林委員）

それなら地権者がJAに貸すってことは、転貸しですね。転貸しでこっちが責任所在が生まれてくるのですか。一番最後に借りたものが。

事務局（宅和係長）

設備自体はJAMCが全部費用を出して設置するので、そのソーラー施設自体はJAMCの所有物ということになります。

高西会長

普通ですと、これはまた1回、農協組合長や専務に聞いてみないといけないけども、これは農協は運用せずに、全農がするってことですよ。それでまあ、出資するなら配当でね、西部農協がするだろうけど、出資じゃなければ賃貸料ですよ。通常、賃貸料というのは相場が売電料の3%から5%くらいですよ。

議長（松林委員）

でも地権者がおるでしょ。三角関係みたいになって。

高西会長

本来なら養豚もしないなら、地権者に返して、農協が中に入ってもいいけど斡旋で、地権者と全農とが、契約を結んでするのが本当は普通ですよ。なんかこう表現が悪いけど、ピンはねみたいでな、これで農家のためになるかなと思って。それは事務局を責めているわけじゃないですが、誤解しないように。これは組合長や専務にちょっと聞いてみようかと思っています。農協が運営するなら話は別です。だけど、全農でやっている。しかも皆さんよく分かっていると思うけど、農協改革な、全農も解体でもするような話で色々、今、問題がでていますけども、法律がどんな具合な政令にするかは知らんけど、今日は新納委員はおりならんけん、それはちょっと聞いてみないけないなと思っています。それから赤木委員も今日おりませんから、その辺は理事会でどんな具合になっているか、理事会でも審議していると思う。まあその辺はちょっと事務局もよく勉強しておくといいですよ。

議長（松林委員）

事務局じゃなしに、1つ思うのは、誰が商売しなくてもいいけど、地権者の要望的なものが、後々問題ないような体制が作ってあればいいけど、誰が銭儲けしようが関係ないけど、養豚団地として借りていたとしても、坪単価が地権者に対して安くなるとかにもかかわらず貸せるということで、不利にならないような条件がしてあれば、別にどうこう思いませんが、まあその辺ほど心配してあげるほどですね。別に何して儲けるかは関係ないことだ。

高西会長

農業委員会で審議して許可してよいと回答したから、なんかトラブルがあれば農業委員会が責任を持ってということではないけども、よく勉強をして、なんでもかんでも異議なしって言ってほしいじゃないかと、よく理解した上できちんと賛成するなら賛成、異議があつてこんな具合で賛成できんとか、この点をこんな具合に改めてもう1回して欲しいとか、そういったことをきちんとしないとイケないなと思っています。

議長（松林委員）

そういたしましたら、今の分は色々な意見があったということでございますけど、これにつきまして採決したいと思いますので、異議のない方は挙手でお願いします。全員挙手でございますので、異議なしと認め適当である旨の回答とさせていただきます。審議事項は以上でございます。続いて報告事項に移ります。

49ページ、(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号24から番号26までの3件を受理しております。

続きまして、50ページ、(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号40から番号43までの4件を受理しております。

続きまして、51ページ、(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、番号14から62ページ番号58までの45件を受理しております。

続きまして、63ページ、(4)非農地現況証明について、番号15から番号17までの3件を証明しています。

続きまして、64ページ、(5)農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、鳥取地方法務局米子支局からの地目変更登記申請に係る照会に対し、1件を回答しております。

続きまして、65ページ、(6)農地転用現況確認書交付について、番号30から66ページ番号36までの7件を交付しています。

議長（松林委員）

続きまして、会長に県農業会議会議員の事務報告をお願いします。

高西会長

(鳥取県農業会議会議員の事務報告)

議長（松林委員）

そうしましたら事務局から何か連絡事項があればお願いしたいです。

事務局（田村事務局長）

(事務報告)

事務局（宅和係長）

(事務連絡)

13番（林原委員）

いいですか。

議長（松林委員）

はいどうぞ。

13番（林原委員）

米子市議会から推薦を受けて、市長から農業委員を任命されて、委員の活動報告を9月29日（火）に市議会の議長室にて行いましたので報告いたします。高西会長からは定期的に報告するようにと言われておりましたが、この度、昨年7月から今年の7月までの1年間の活動報告をようやくしました。市議会からは渡邊議長さん、中田副議長さん、建設産業委員会の稲田委員長さん、田村副委員長さんが同席されておりました。報告した概要としては、総会や研修会等の出席状況の他に女性農業委員の会で言われております、全国農業新聞の普及促進や農業者年金の加入促進、また、食育について話をさせてもらいました。特に食育については、淀江小学校の田植えや稲刈り、淀江町特産のにんじんを使った人参ジュースや人参ゼリーなど、淀江小学校の児童との交流を交えた食育活動や、地域の農家の女性の集まりであります農協女性部の活動として、地域の農産物を使ったおこわや味噌、豆腐、トマトケチャップ、人参ジャムなどを、農協支所や公民館祭などに出展していることや、そういうものを継承するための調理実習を行っていることを報告しました。自分の地域中心の活動であり、なかなか全市的な広がりはできていないことは報告しました。その後、議員さんからは自分自らの農作業をしながら活動で大変ですが、議会としても協力できることがあれば、協力させてもらおうとのことでした。そして最後に全国農業新聞の購読もお願いできませんかとお話して終わりました。以上です。

高西会長

良かっただろうが。今までそんな例がないだけんな、ほんに大事なことで。

議長（松林委員）

ありがとうございました。それでは以上をもちまして第127回農地部会を終わらせていただきます。ご苦労様でした。

閉　　会　　午後4時35分